

## H-II A ロケット 20 号機による情報収集衛星の 打上げに係る安全対策について（調査審議結果の概要）

平成 23 年 10 月 13 日  
安 全 部 会

### 1. はじめに

平成 23 年度に、H-II A ロケット 20 号機により情報収集衛星の打上げが予定されている。

この打上げに係る安全を確保する必要があることから、宇宙開発委員会安全部会は、「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準（平成 22 年 11 月 4 日 宇宙開発委員会）」（以下「安全評価基準」という。）に基づき、平成 23 年 10 月 13 日に非公開で調査審議を行った。

### 2. 調査審議項目

H-II A ロケット 20 号機の打上げに関して、以下の観点から、安全対策の妥当性について調査審議を行った。

- (1) 保安及び防御対策
- (2) 地上安全対策
  - ロケットの推進薬等の射場における取扱いに係る安全対策
  - 警戒区域の設定
  - 航空機及び船舶に対する事前通報
  - 作業の停止等
  - 防災対策
- (3) 飛行安全対策
  - 打上げ時の落下物等に対する安全対策
  - 打上げ時の状態監視、飛行中断等の安全対策
  - 航空機及び船舶に対する事前通報
  - 軌道上デブリの発生の抑制
- (4) 安全管理体制
  - 安全組織及び業務
  - 安全教育・訓練の実施
  - 緊急事態への対応

### 3. 調査審議結果

H-II A ロケット 20 号機の打上げにおいて独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が実施しようとしている保安及び防御対策、地上安全対策、飛行安全対策並びに安全管理体制は、「安全評価基準」に規定する要件を満たし、所要の対策が講じられており、妥当である。

### 4. その他

「(会議の公開) 第 13 条 本委員会及び部会の議事、会議資料及び議事録は、公開する。ただし、特段の事情がある場合においては、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。」（宇宙開発委員会の運営等について 平成 13 年 1 月 10 日宇宙開発委員会決定）に従い、安全部会は、原則として公開とし、特段の事情がある場合には非公開とすることとしている。

情報収集衛星は、そのミッションの性質上、情報の保安全管理が求められていることから、H-II A ロケット 20 号機の打上げに係る安全部会における安全評価は、上記第 13 条に基づき、非公開により実施した。